日本学生支援機構

【給付奨学金(新制度)】

【令和3年4月】

(入力)

「在籍報告(兼通学形態変更届)」の提出手続き

はじめに

- ◆新制度の給付奨学金採用者は、「在籍報告」により在籍状況や生計維持者等について、イン ターネット(スカラネット・パーソナル)を通じて届け出る必要があります。
- ◆ <u>未提出の場合、給付奨学金の支給が止まります</u>ので、以下の「手続きの流れ」(3)の入力期間 を確認し、必ず決められた期間内に提出(入力)してください。
- ◆休学中等により給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。
- ◆第一種奨学金を併給している場合、給付奨学金の通学形態が変更になると、連動して貸与月額が変更される場合があります。
- ◆偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル(以下「スカラPS」)に事前登録

「在籍報告」はスカラPSを経由して提出(入力)しますので、 スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。 ◆スカラPSの登録について⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/



(2) 「在籍報告」の提出(入力)準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、2ページ目からの「入力準備用紙」を作成してください。 また、<u>届出内容によっては証明書類等の提出が必要です</u>ので、6ページ目を参照して用意して ください。(例:生計維持者を変更した場合は、マイナンバーの提出が必要。) 証明書類等の提出がない場合、給付奨学金の振込みが止まる場合があります。

(3) スカラPSより「在籍報告」を提出(入力)

以下の提出期間内に提出(入力)してください。

提出(入力)期間	令和3年 4 月 14 日(水)~ 4 月 20 日(火)
入力時間	8:00~25:00

※ 土日祝日も提出(入力)できます。

※ インターネット環境がある端末を利用できない方は早めに学校に相談してください。

O<u>「在籍報告」提出(入力)完了後は、必要な証明書類等(在留資格証明書類等)を学校に</u> 提出してください。



※ OS: Mac系、ブラウザ: FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

『在籍報告(兼通学形態変更届)』入力準備用紙 「在籍報告(兼通学形態変更届)」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1/7画面 (「給付奨学金に関する調査	<u>(アンケート)」の対象</u> 者	者は全8	画面	こなります	<u>,)</u>		
A-在籍報告(兼通学形態変更届)提出に	ついて						
「在籍報告(兼通学形態変更届)」は、給付奨学 本機構では、この届出の記入内容に基づき給付	金の受給にあたり大学等に ・奨学生の資格等を判断し	こ在籍して ます。届	こいるこ 出を提	こと等を確認 出しても必	認する ふず継続	ための大切な届 売して支給される	出です。 とは限りません。
B一誓約欄				正しく生活	年日日初	を入力してもエラー	になる場合は
給付奨学生の在籍報告(兼通学形態変更届)提 正しく記入することを誓約します。	出にあたっては、	姓(1)	5文字じ	学校に研	崔認して	ください。 タ(15文字)	
西暦 年 月 日	氏名(全角 カナ)	<u>д</u> (1)	JX7%				
誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく 入力してください。	生年月日(西暦)		年 [月		日生	
2/7画面							
C-あなたの個人情報							
★あなたの個人情報と支給明細が表示されます	ので、確認してください。		-	第一種奨字 貸与明細も	*金を研れ 表示され	給している場合は、 います。	第一種
D-在籍状況の確認			-	「在簔」て	いませ	ん」を選択した場	会 翌日から
あなたは〇〇大学(短期大学・専修学校・高等専	専門学校)に在籍しています	すか。	1	振込保留る	となりま	す。	
〇在籍しています 〇在籍しています	〇在籍していません		!	別途、退学	岸による	給付終了の届出	出が必要です。
(休学しています	-)		• ;	給付奨学	金振込	中の方が「在籍」	しています(休学
E-あなたの国籍情報				しています トなります	う」を選	訳した場合、翌	月から振込保留
★登録済のあなたの国籍情報が表示されますの)で、確認してください。			別途、休学	。 岸による	給付中断の届出	出が必要です。
(表示される内容) <u>あなたの国籍、在留資格、</u>	<u>在留期間(満了日)、永住</u>	<u>意思</u>					
国籍、在留資格等に変更はありますか。		国籍	を日	本国以外	」に変更	した場合、在留	資格を変更した
変更がある場合や在留期間(満了日)が到来し	ている場合は	場合 カー	、仕留 ド Iの=	期间を史 ピー等)0	新∖延∄	ミ)した場合は、語 が必要です。(64	証明書類(「仕留」 ページ目参照)
「はい」を選択して、変更後の国籍情報を選択し	(刀)してくたさい。	<u>在留</u>	期間た	「満了して	いたり	、在留資格を変更	更した場合は、証
		<u>明書</u>	<u>:類が拐</u>	是出される	<u>まで振</u>	<u>込みが止まりま</u>	<u>す。</u>
3/7画面							
F-他の給付金受給状況							
他の給付金(国費)の受給状況に変更はあります	けか。						
(「他の給付金(国費)」とは、下記の5つのこ 下記の5つに該当するものがないか必ず研	<mark>とを指します。</mark> ハローワー 筆認してください。)	クや役所	から <mark>あ</mark>	なた自身	<mark>が</mark> 受け	ている給付金が	あれば、
→ 受給していないと登録されている方に	は、以下の問いが表示さ	れます。					
〇受給状況に変更ありません							
〇受給状況に変更があります(現	在、受給している)	受給開	始年月	月日 西暦	F.	年 月	∃⊟
現在受給している 複数受給中の場合	<u> 給付金に該当するものを選</u> けは、受給開始年月日が古	<u> 選択してく</u> いものを	<u>ださい</u> 選択し	<u>.</u> .てください	N _o	1	
(<他の給付金(国費)>							·>
O教育訓練支援給付金【雇用保険法	÷]						
〇訓練延長給付、技能習得手当(5	~ 受講手当、通所手当)、署	寄宿手当	【雇用	月保険法】			
〇職業訓練受講給付金【職業訓練	の実施等による特定求用	職者の家	* 職の	支援に関	- 引する法	去律】	
〇高等職業訓練促進給付金(ひとり	リ親家庭の親を対象とす	る給付	金)【日	+子及び3	父子並	びに寡婦福祉	法】
○職業転換給付金<訓練手当>【労	動施策の統合的な推進並び	びに労働	者の雇	目の安定	と及び暗	《業生活の充実等	等に関する法律】
							·/
→ <u>受給していると登録されている方</u> には	、以下の問いが表示され	ます。					
〇受給状況に変更ありません			上記約	合付金を受	給した	くなり機構の給付	†奨学金の支
〇受給状況に変更があります(現	在、受給していない) _◀	_	給を再	開するた	めには	、別途届出が必	<u>要です。</u> 届出
			の提出	まついて	は、学	校に問い合わせ	てください。
上記給付金と日本学生支援機構の給付奨学	なっていたいできません。	申告漏れ	の場合	a、給付奨	学金の	全額返金を求め	っることがあり
上記給付金と日本学生支援機構の給付奨労ます。また、受給開始年月日が遡及する場合	を金の併給はできません。 含も、その間に振込重複期	申告漏れ間がある	の場合、 場合、	合、給付奨 返金が必	学金の要とない	全額返金を求め ります。	うることがあり



4/7画面(続き)

(生計維持者を変更した場合、その変更内容によって追加表示される設問が異なります。)

父のみ又は母のみが生計維持者の場合

父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

○父又は母と死別した。
 ○父母の離婚等により、父母いずれかとわたし(本人)は別生計である。
 ○父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
 ○

)

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類(以下の表参照)の提出を後日求める場合があります。 上記の申告に間違いありませんか。 〇はい 〇いいえ

父母以外が生計維持者の場合

生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。(複数選択可) 〇両親(父母)と死別した。

○両親(父母)が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。

〇わたし(本人)は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている。 (納税手続きにおいて、わたしの夫(妻)の扶養に入っている。)

〇その他(

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類(以下の表参照)の提出を後日求める場合があります。 上記の申告に間違いありませんか。 〇はい 〇いいえ

事象	証明書類(例)			
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合 【共通】	・課税証明書(寡婦(夫)控除の適用が分かるもの) ・児童扶養手当証書、受給証明書等			
上記の書類を提出できない場合				
父母と死別	 ・戸籍謄本、抄本・住民票(死亡日記載あり) 			
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本			
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書・弁護士による報告書			
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」			
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」			
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」			
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 <u>及び</u> ・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)			
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)			

独立生計者(あなたが生計維持者)の場合

生計維持者はあなた自身(独立生計者)と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- ○両親(父母)と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
- 〇父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
- 〇わたし(本人)は結婚しており、配偶者等を扶養している。

〇その他(

申告いただいた内容について、後日確認する場合があります。上記の申告に間違いありませんか。 〇はい 〇いいえ

対象となる資産の範囲

<u>5/7画面</u> I一資産情報

1. あなたと生計維持者(原則父母)の資産の合計額は2,000万円未満(生計維持者が一人の場合は1,250万円未満)ですか。

Oはい Oいいえ

2. あなたと生計維持者	(原則父母)の資産の額をそれぞれ記入してください。	現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の					
あなた [合計額(不動産は対象としない)。 ※入力内容に虚偽があった場合は、受け取った奨学金の 100分の140を返金しなければならないことがあります。					
生訂維持有①	万円 (独立生前の場合は非活性)	「いいえ」を選択した場合、又は資産の合計額が基準を					
		超える場合は、支援対象外となり、10月から米年9月ま で給付奨学金の支給が停止されます。					
6/7画面	 						
Jー通学形態の確認							
★ <u>以下の場合は入力できません</u> 。「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。							
・給付奨学金の支給が <u>休停止中</u> の場合							
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

・設問「D-在籍状況の確認」(2/7画面)で、「<u>在籍しています(休学しています)」を選択</u>した場合

・設問「D-在籍状況の確認」(2/7画面)で、<u>「在籍していません」を選択</u>した場合

6/7画 面(続き)
・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。
・自宅外通学とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて(生計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることを いい、次のいずれかに該当することが必要です。
① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安) ③ 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(日安)
 ③ 実家から大学等までの通学員が月1万日以上(日安) ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安) ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合
・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず 「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通学する場合は「自宅通学」となります。
(登録済みの通学形態によって、表示される画面が異なります。)
この在籍報告では、「自宅外通学」への通学形態の変更はできません。 自宅外月額の送金を希望する場合は、あなたが生計維持者のもとを離れ、家賃を支払って生活していることを証明する書 (アパートの賃貸借契約書のコピー等)を学校へ提出してください。 不備なく審査終了後、通学形態が「自宅外通学」へ変更されます。
通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合 目宅外通学から自宅通学に通学形態を変更した場合は、退去年 日日、白宅通学への変更を日日に基づき、日類を変更します
以下の選択肢が表示されます。 〇通学形態は変更ありません 〇通学形態を変更しました(<u>自宅外通学から自宅通学</u>)
自宅外住所からの退去年月日 西暦 年 月 日 〇自宅外通学から自宅通学へ登録を変更(訂正)します
(例)・生計維持者と一緒に住んでいる ・家賃を支払っていない ・自宅外通学の要件①~⑤に該当していない(しなくなった)など
(例)給付始期年月が2020年10月の場合。 自宅通学への変更年月日 西暦 年 月 月 日 - 「2020年10月1日」と入力する。
7/7画面
Kーあなたの通学状況
1. 登録済みの主に通学しているキャンパスの住所が表示されますので、確認してください。
キャンパスの住所に変更はありますか。
変更かめる場合は「はい」を選択して、表示される「キャンハスの住所(変更後)」欄に変更後の住所を入力してくたさい。
2.「H-生計維持者情報」画面(4/7画面)で確認・入力した生計維持者の現住所が表示されますので、確認してください。 (生計維持者の現住所が誤っている場合は、「H-生計維持者情報」画面に戻って変更してください。)
<u>自宅外通学の月額の支給を受けるためには、証明書類(「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等の⊐ピー)の</u> 提出が必要です、(6ページ日を参照)
最後に、全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで入力を始めてください
ヘノリョック自忌県 ● 入力中、1つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
● 最後の設問まで入力すると、入力内容確認画面「在籍報告(兼通学形態変更届)情報一覧」が表示されますので、
入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷してください。 ●「在籍報告(善通学形能変更届)情報一覧」の内容に誤りがなければ「送信」ボタンを押してください
送信後に内容訂正が必要になった場合、提出期間内であれば訂正が可能です。
● 送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷のうえ、下のメモ欄にメモしてください。
● ハノーマット 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
!!必ず記入してください!!
あなたの受付番号は (21桁) し レ レ レ レ レ レ レ レ し し し し し し し し し し し し し

提出書類について(該当者のみ)

自宅外通学の証明書類	 ・自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、奨学生が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活しており、かつ、一定の要件(設問「Jー通学形態の確認」(5ページ目)参照)に該当していることについて、機構で認定を受ける必要があります。 ・在籍報告では自宅通学から自宅外通学への変更はできません。 自宅外通学における証明書類(賃貸借契約書、入寮許可証等のコピー)を、「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」とともに学校に提出してください。 「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」は、学校から受け取ってください。 不備なく審査終了後に自宅外通学へ変更されます。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 	提出 <u>期限</u> 自宅外通学開始 後、速やかに
在留資格の証明書類	 ・国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間(満了日)を更新した場合は、在留資格に関する証明書類(「在留カード」のコピー、「特別永住者証明書」の表裏両面コピー、「住民票の写し」等)を、「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」は、学校から配付される「給付奨学生のしおり」に掲載されているものを使用するか、もしくは所定の様式を学校から受け取ってください。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 ・適切な証明書類が提出され、給付奨学生の資格を満たしているか機構で確認できるまでは、給付奨学金の振込みが止まります。 	<u>提出期限</u> 「在籍報告」 提出後、速やか に
マイナンバー	 ・機構は、あなた及び生計維持者のマイナンバーを利用して家計状況を確認し、毎年、 支援区分の確認(見直し)を行います。 ・生計維持者を追加・変更し新たな生計維持者を設定(入力)した場合は、その人の マイナンバーの提出が必要です。 また、給付奨学金申込み時に、事情によりあなた又は生計維持者のマイナンバーが 未提出の場合も提出をお願いします。 「在籍報告」提出後に、あなた宛にマイナンバーを提出するための書類(マイナン バー提出書)を送付しますので、速やかに機構に提出してください。 (事情によりマイナンバーの提出ができない場合は、後日、収入に関する証明書類の 提出が必要になります。) ・提出が遅れると支援区分が決定できず、10月から振込みが止まる可能性があります。 	<u>提出期限</u> 「マイナンバー 提出書」到着後、 速やかに

月額の変更について

① 給付奨学金は、次の要件によって給付月額に変動があります。

・適格認定(家計)に基づく支援区分の見直しによる変更

(毎年夏ごろに機構で支援区分の見直しを行い、10月振込みより支給月額に反映します。)

・通学形態による変更

(在籍報告提出期間以外でも必ず通学形態変更の届出が必要ですので、速やかに届け出てください。 なお、自宅外通学に変更となる届出を入居月から3か月以上経過して行う場合は、届出の提出月から 自宅外の月額となります(入居月にさかのぼりません)のでご注意ください。)

・他の国費による給付金(※)受給による変更

(他の国費による給付金を受給している期間は、給付奨学金を併給できません。その期間は給付月額が 0円となり、給付奨学金を受給した期間とみなします。)

※他の国費による給付金

- •教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- •職業転換給付金<訓練手当>
 - 【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

② 第一種奨学金を併せて利用する場合、給付奨学金の支援区分により、第一種奨学金の貸与月額が調整 (上限額が制限)されます。